

労働者協同組合法施行規則案について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

1 制定の趣旨

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の施行に伴い、労働者協同組合（以下「組合」という。）及び労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の設立、管理、解散、清算及び合併等について必要な事項を定めるもの。

2 具体的内容

（1）本則関係

① 組合員名簿における電磁的記録等

- ア 電磁的記録及び電磁的方法について規定する。
- イ 電磁的記録に記録された事項を表示する方法

組合員名簿が電磁的記録をもって作成されている場合など、電磁的記録に記録された事項を表示する方法は、紙面又は映像面に表示する方法とする。

② 設立

- ア 創立総会の議事録について規定する。

イ 組合の成立の届出

法第27条の規定により組合の成立を届け出ようとする者は、様式による届書に、次の書類を添えて提出しなければならないこととする。

（i）登記事項証明書、（ii）定款、（iii）役員の氏名及び住所を記載した書面

③ 管理

ア 電磁的記録の備置きに関する特則

組合（連合会において準用する場合を含む。）の書類が電磁的記録をもつて作成されている場合、当該書類の閲覧請求に従たる事務所を含む各事務所が応じることを可能とするための措置は、組合又は連合会の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合又は連合会の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

イ 役員

i 役員の変更の届出、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者、監査報告の作成、監事の調査の対象、電子署名、役員の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法、責任追及等の訴えの提起の請求方法及び訴えを提起しない理由の通知方法について規定する。

ii 理事会の議事録

理事会の議事録の作成については、以下に定めるところによる。

理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

理事会の議事録は、次に掲げる事項等を内容とするものでなければならぬ。

ア 理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかつた場合に限る。）

イ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

エ 理事会に出席した役員又は組合員の氏名

オ 理事会の議長の氏名

ウ 役員のために締結される保険契約

役員のために締結される保険契約は、次に掲げるものとする。

i 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であつて、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

ii 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を

受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

工 決算関係書類（参考資料1参照）

i 総則

会計慣行のしん酌に関する規定を整備するとともに、組合又は連合会が作成すべき決算関係書類の金額の表示の単位、成立の日の貸借対照表の作成、各事業年度に係る決算関係書類について規定する。

ii 貸借対照表

組合又は連合会が作成すべき貸借対照表について必要な部又は項目等を定める。

iii 損益計算書

組合又は連合会が作成すべき損益計算書について必要な項目等を定める。

iv 剰余金処分案又は損失処理案

組合又は連合会が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案について必要な項目等を定める。

v 附属明細書

組合又は連合会が作成すべき附属明細書について必要な事項を定める。

オ 事業報告書（参考資料1参照）

組合又は連合会が作成すべき事業報告書について必要な事項を定める。

力 決算関係書類及び事業報告書の監査

監査の通則に関する規定を整備するとともに、監事は決算関係書類及び事業報告書等を受領したときは、監事の監査の方法及びその内容等を内容とする監査報告を作成しなければならないことについて規定する。

特定監事（監査報告の通知をすべき者として定められた者等をいう。以下同じ。）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（監査報告の通知を受ける者として定められた者等をいう。以下同じ。）に対し、監査報告の内容を通知しなければならないとし、特定理事が通知を受けた日に監事の監査を受けたものとする（通知すべき日までに通知しない場合は、当該通知すべき日に監事の監査を受けたものとみなす。）。

- i 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から、4週間を経過した日
 - ii 決算関係書類及び事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
 - iii 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- キ 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供
- i 決算関係書類の組合員又は会員への提供
組合員又は連合会の会員に対して行う決算関係書類（監査報告を含む。）の提供について規定する。また、提供方法は書面又は電磁的方法によることなどを規定する。
 - ii 事業報告書の組合員又は会員への提供
組合員又は連合会の会員に対して行う事業報告書の提供について規定す

る。また、提供方法は書面又は電磁的方法によることなどを規定する。

ク 会計帳簿

会計帳簿の作成の通則に関する規定を整備するとともに、資産及び負債の評価及び純資産について規定する。

ケ 総会の招集手続等

i 労働者協同組合法施行令案第7条第1項に係る電磁的方法、組合員監査会の議事録、総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法、総会又は総代会の招集の承認の申請、規約等の変更の総会の決議を要しない事項及び定款の変更の届出について規定する。

ii 役員の説明義務

役員が総会において説明義務を負わない場合として、組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合等を除く。）等について規定する。

iii 総会の議事録

総会の議事録の作成については、以下に定めるところによる。

総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

総会の議事録は、次に掲げる事項等を内容とするものでなければならぬ。

ア 総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員若しくは連合会の会員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）

- イ 総会の議事の経過の要領及びその結果
- ウ 総会に出席した役員の氏名
- エ 総会の議長の氏名

④ 解散及び清算並びに合併

ア 組合の解散の届出

組合の解散を届け出ようとする者は、届書を提出しなければならない。

イ 事業を廃止していない旨の届出

i 届出は、書面でなければならない。

ii 書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所

イ 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

ウ まだ事業を廃止していない旨

エ 届出の年月日

iii 代理人によって届出をするには、アの書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

ウ 合併の開示事項

吸収合併消滅組合及び吸収合併存続組合の事前開示事項として、吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項等を規定する。

吸収合併存続組合の事後開示事項として、吸収合併が効力を生じた日等を規定する。

新設合併消滅組合の事前開示事項として、新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定めの相当性に関する事項等を規定する。

新設合併設立組合の事後開示事項として、新設合併が効力を生じた日等を規定する。

エ 組合の合併の届出

組合又は連合会の合併を届け出ようとする者は、届書に、合併理由書等を添えて提出しなければならない。

オ 清算

清算開始時の財産目録、清算開始時の貸借対照表、決算報告、各清算事業年度に係る事務報告書について規定する。

⑤ 労働者協同組合連合会

連合会の成立の届出及び連合会の解散の届出について規定する。

⑥ 雜則

決算関係書類等の提出、標準処理期間及び条例等に係る適用除外について規定する。

(2) 附則関係

① 施行期日

労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）

② 企業組合の組織変更

ア 組織変更に際しての計算に必要な事項

企業組合の組織変更に際しての計算に必要な事項は、イに定めるところによる。

イ 組織変更後組合の組合員資本

i 企業組合が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

ii 企業組合が組織変更をする場合には、組織変更後組合（法附則第5条第4項第1号に規定する組織変更後の組合をいう。①において同じ。）の次に掲げる額は、それぞれに定める額とする。

- 出資金の額 組織変更の直前の企業組合の出資金の額

- 利益準備金の額 組織変更の直前の企業組合の利益準備金の額

- その他利益剰余金の額 ②に掲げる額から①に掲げる額を減じて得た額

- ア 組織変更の直前の企業組合のその他利益剰余金の額

- イ 組織変更をする企業組合の組合員に対して交付する組織変更後組合の持分以外の財産の帳簿価額のうち、組織変更をする企業組合がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

③ 特定非営利活動法人の組織変更

ア 組織変更時財産額

法附則第18条第1項第1号に規定する組織変更時財産額は、法附則第16条第4項において準用する法附則第5条第4項第7号に規定する効力発生日の前日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額にiに掲げる額を加算し、ii及びiiiに掲げる額を減算して得た額とする。

i 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

ア 土地又は土地の上に存する権利

イ 有価証券

ウ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産

ii 特定非営利活動法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額

iii 貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額処遇

イ 社員総会承認時の組織変更時財産額

- i 法附則第16条第1項の社員総会の承認を受ける特定非営利活動法人に対するアの規定の適用については、法附則第16条第1項の社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度（以下「社員総会承認直前事業年度」という。）の末日を算定日とみなす。
- ii 特定非営利活動法人が社員総会承認直前事業年度の末日から起算して3箇月以内に法附則第16条第1項の社員総会の承認を受ける場合において当該社員総会承認直前事業年度に係る計算関係書類を作成していないときにおけるiの規定の適用については、iの規定中「いう。」とあるのは「いう。」の前事業年度」とする。

ウ 組織変更時財産額の確定

法附則第18条第1項柱書に規定する組織変更後組合が組織変更の登記をしたときは、当該組織変更の登記をした日から起算して3箇月以内に、様式による提出書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

- i アに規定する組織変更時財産額及びその計算を記載した書類
- ii 算定日における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載した書類
- iii 各時価評価資産の算定日における帳簿価額並びに時価及びその算定方法を記載した書類
- iv 算定日におけるアiiiに規定するものの明細を記載した書類
- v 算定日における財産目録及び貸借対照表

- vi 算定日の属する事業年度の活動計算書
- vii 時価評価資産の算定日における時価の算定の根拠を明らかにする書類
- viii 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

工 特定非営利活動に係る事業の確認の手続

法附則第20条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする者は、様式による申請書に、次の書類を添えて、提出しなければならない。

- i 法附則第16条第1項の承認を受けた特定非営利活動法人の定款
- ii 法附則第16条第1項の承認に係る組織変更後組合の定款

オ 定期の報告

法附則第23条の規定による報告は、通常総会の終了の日から2週間以内に、様式による報告書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出してしなければならない。

- i 組織変更時財産額
 - ii 前事業年度までに、組織変更時財産額から確認に係る事業による損失の墳補に充てた額の合計額
 - iii 前事業年度の末日の組織変更時財産残額
 - iv 当該事業年度に、組織変更時財産額から確認に係る事業による損失の墳補に充てた額
 - v 当該事業年度の末日の組織変更時財産残額
 - vi その他参考となるべき事項
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。